

食品表示基準等の一部改正案への意見に対する消費者庁の回答

(1 番目の意見に対しては、日本生協連以外の意見と合わせて回答されました。)

日本生協連の意見	消費者庁の回答
1. 個別品目ごとの表示ルールを検討の「進め方」に関する意見 表示の複雑化の原因となっている個別品目ごとの表示ルールについて、検討を開始し、整理したことは評価できます。 しかし、検討会では、ヒアリングや議論の中で「国際整合性を踏まえつつ、横断的に検討すべき課題」も上がってきていると認識しています。こうした課題を「今後の検討課題」として保留する一方で、検討終了品目の「廃止」または「一部改正」とされたルールだけを先に改正するのは、進め方としてバランスを欠くのではないでしょうか。 まずは個別のルールが存在する全ての品目のヒアリングと検討を終了させ、その過程で明らかになった横断的な課題の検討を国際整合性も踏まえて実施し、「全体の考え方」を示した上で食品表示基準の改正を行う方が、消費者・事業者双方にとって納得性が高いルール変更になると考えます。 今回改正対象となった品目が、横断的な課題の検討後に再度改正が必要になった場合、消費者の理解推進を妨げ、事業者の負担も大きくなることも懸念されます。	今般の個別品目の見直しにつきましては令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにおいて、大きな方向性として、合わせられるところは合わせていくということが示されていることを踏まえ、品目ごとに経緯や実態を踏まえた検討を行ったところですが、今後、品目に共通する課題が出てくれば、横断的義務表示の課題として議論する必要があると考えております。
2. 食品表示懇談会のあり方に関する意見 現在の食品表示懇談会は、主として分科会での検討結果を確認する場になっているように思われます。懇談会は、分科会から上げられた報告や課題も事例としつつ、消費者にとっての表示の見やすさ・制度の分かりやすさ等を含む、食品表示があるべき方向性について継続的な議論をしていく場であるべきと考えます。 そのためには懇談会を適宜開催し、食品表示全体を俯瞰した議論・確認の時間を確保すべきではないでしょうか。	令和5年度食品表示懇談会の取りまとめでは、今後の食品表示が目指す方向性について議論された結果、個別品目ルールをなるべく横断ルールに合わせると示されたことから分科会で議論しているところです。また、分科会での議論の結果については、親会である食品表示懇談会へ報告しました。